

快適なくらしと健全な水環境を実現するために

県民、市町村、県が一体となった総合的な取り組み

- 快適なくらしと健全な水環境を実現するためには、下水道、集落排水施設等及び合併処理浄化槽の主に3種類ある生活排水処理施設のうち、いずれかで生活排水を処理する必要があります。
- 県民の皆様にも、下水道等への接続や合併処理浄化槽の整備など『していただくこと』や、調理油等を流さないなど『できること』があります。そのため市町村・県では、県民の皆様の理解が得られるよう広報に努めるとともに、補助金等による支援に取り組みます。



生活排水処理施設の整備計画（概成目標）

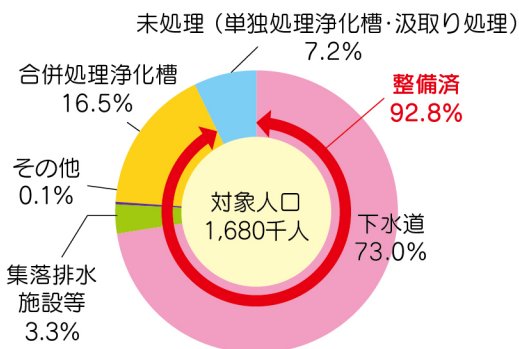
【生活排水処理施設の整備手法別対象人口】

項目			R8（概成目標）	
			人口（千人）	比率（%）
汚水処理人口（整備済み）	集合処理	下水道	1,226	73.0%
		集落排水施設等	55	3.3%
		その他	1	0.1%
	個別処理	合併処理浄化槽	277	16.5%
計（汚水処理人口）			1,559	92.8%
未処理人口	単独処理浄化槽、汲取り処理		121	7.2%
合計（熊本県全体）			1,680	100.0%

※対象人口は令和7年（2025年）推計人口（国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口資料より）に基づくものです。

※四捨五入のため、比率の合計が合わない箇所があります。

生活排水処理施設の整備手法別割合(R8)



生活排水処理についてのご相談・お問い合わせは

熊本県土木部道路都市局下水環境課 まで

〒862-8570 熊本中央区水前寺6丁目18-1
 TEL 096-333-2531 FAX 096-385-7398
 E-mail gesuikankyo@pref.kumamoto.lg.jp

発行者：熊本県
 所属：下水環境課
 発行年度：令和4年度（2022年度）